

外来での高額な窓口支払いが軽くなりました

医療費にかかる自己負担には所得などによって限度額が決められており、限度額を超えた分は「**高額療養費**」として健保組合から払い戻されます。

これまで、入院の場合に限り、医療費が高額になっても「限度額適用認定証」を提示すれば、窓口での支払いが自己負担限度額までに抑えられました。

4月からは、それが外来でも利用できるようになりました。



● 70歳未満の方の「限度額適用認定証」の利用のしかた ●



限度額適用認定証を提示した場合・しなかった場合のどちらも、最終的な自己負担額は変わりません。

| 所得区分 | 1ヶ月の自己負担限度額 |
|-------------------------|---|
| 上位所得者 (標準報酬月額53万円以上) | $150,000\text{円} + (\text{医療費} - 500,000\text{円}) \times 1\%$ |
| 一般 (標準報酬月額53万円未満) | $80,100\text{円} + (\text{医療費} - 267,000\text{円}) \times 1\%$ |

※世帯合算の特例、多数該当の特例、特定疾患の特例等の軽減措置があります。

注意! 70~74歳の方は、限度額適用認定証は必要なく、従来どおり「高齢受給者証」を窓口で提示してください。
※70歳以上の方の自己負担限度額は、「現役並み所得者」「一般」の別に設定され、計算方法も異なります。
※当健保組合では、付加給付により最終的な自己負担額は40,000円(上限)となります。

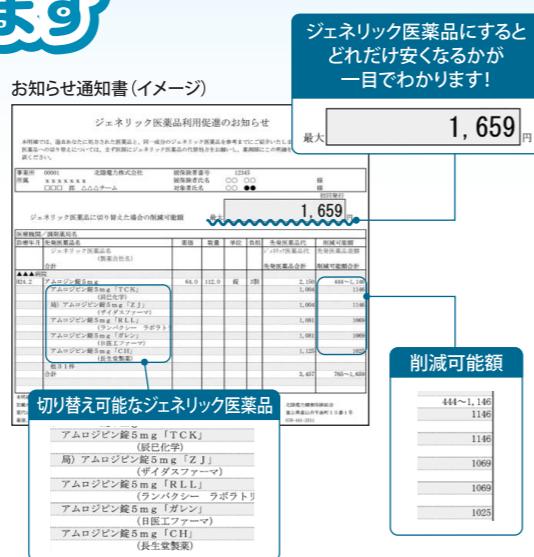
医療費の節約に
ご活用ください!

「ジェネリック医薬品利用促進のお知らせ」 を送付します

当健保組合では、薬を常用されている方で、ジェネリック医薬品への変更で薬代が一定額以上軽減できる可能性のある方を対象に、「ジェネリック医薬品利用促進のお知らせ」を送付します。この通知書には、**切り替え可能なジェネリック医薬品のリストと削減可能額**が掲載されています。通知書を参考に、医療費負担の軽減につなげましょう。

通知対象者 40歳以上の被保険者および被扶養者で、糖尿病、高血圧、高脂血症など慢性疾患で受診されている方

通知頻度 4ヵ月に一度(年3回)



4月から

健康保険が変わりました

平成24年4月から、医療の価格である診療報酬が見直されました。

また、ジェネリック医薬品の利用や、窓口での支払い方法などの変更がありましたので、お知らせいたします。

こんなときは患者負担が増えます

UP! 同じ日に同じ病院で 2つの科を受診したとき

再診料(外来再診料)
+340円

同じ日に同じ病院内で「内科」と「整形外科」など、複数の科を受診した場合、これまででは再診料(大病院では外来再診料)は1科目しか請求されていませんでした。

4月からは、複数科を受診した場合に、2科目で再診料340円がかかります。【3割負担の人は、約100円の負担増】

UP! 難易度の高い手術 受けたとき

手術料
最大+50%

難易度の高い約1,200項目の手術料が最大50%引き上げられました。【患者の負担は「**高額療養費制度**」があるため抑えられますが、健保組合の負担は大きくなります】

UP! 時間外対応加算が新しく

時間外に患者からの問い合わせに応じている診療所への加算(これまで30円)が、「時間外対応加算」として10円・30円・50円の3段階になります。

24時間電話対応をしている診療所を受診すると、開業時間内の受診でも50円が加算されます。

ご存知ですか?

要注意!

医療機関の時間外にかかると「時間外加算」や「深夜加算」などかかりますが、時間内でも加算がつく場合があります。

○診療所の夜間・早朝等加算

加算額
500円

- 平日の 午前0時～午前8時 午後6時～午前0時
- 土曜の 午前0時～午前8時 正午～午前0時
- 日曜・祝日

○薬局の夜間・休日等加算

加算額
400円

- 平日の 午前0時～午前8時 午後7時～午前0時
- 土曜の 午前0時～午前8時 午後1時～午前0時
- 日曜・祝日

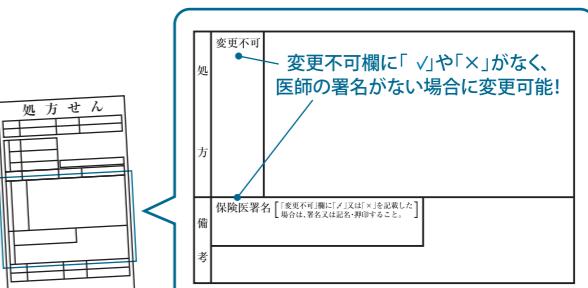
ジェネリック医薬品がもっと利用しやすくなりました

ジェネリック医薬品とは
(後発医薬品)

特許が切れた新薬と同等の有効成分で作られた医薬品。
開発コストが低いため安い価格で利用でき、安全性も確保されています。

処方せんの様式が新しく

これまでの処方せんには、「後発医薬品への変更がすべて不可の場合の署名」欄があり、複数の薬のうち1つだけ変更できない場合でも、医師の署名があるとすべての薬が変更できませんでした。4月からは、**薬ごとに**変更の可否を書く様式になりました。



「一般名処方加算」が新設

医師が処方せんを発行するときに、薬の「商品名」ではなく「一般名(有効成分名)」で記載した場合の加算(20円)が新設されました。一般名で書かれている方が、薬剤師は患者にジェネリック医薬品をすすめやすくなります。



◎体力づくりに

| 項目 | 実施時期 | 対象 | 内容 |
|----------------|------|-----------|--|
| 健康ウォークへの参加奨励 | 通年 | 被保険者・被扶養者 | 健康ウォーク開催情報の提供 (健康ウォーク主催者から参加者に粗品を提供) |
| 契約スポーツ施設利用への助成 | 通年 | 被保険者・被扶養者 | 富山県(6施設)、石川県(2施設)、福井県(2施設)のスポーツ施設の利用料の一部助成 |



◎心身の保養に

| 項目 | 実施時期 | 対象 | 内容 |
|----------------|------|-----------|---------------------------|
| 山中グループ保養所の運営参画 | 通年 | 被保険者・被扶養者 | 保養所の利用により健康増進と心身両面をリフレッシュ |

◎保健情報の提供に

| 項目 | 実施時期 | 対象 | 内容 |
|-------------------------|------|-----|-------------------------------|
| 広報誌「けんぽビュー」の発行 | 5・9月 | 全世帯 | 健康情報(ジェネリック・歯科対策など)や保健事業内容をPR |
| 「医療費のお知らせ」の配付 | 通年 | 全世帯 | 社内イントラ・はがきなどで医療費のお知らせを配付 |
| 「ジェネリック医薬品利用促進のお知らせ」の配付 | 年3回 | 該当者 | ジェネリック医薬品を利用した場合の差額について通知 |

◎各保健事業の詳細については、内容が決定次第ご案内しますので、みなさんのご利用をお待ちしています。

平成
24
年度

保健事業のお知らせ

日頃から当健保組合の事業運営にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

当健保組合の平成24年度収支は、高齢者医療制度への納付金や、医療費の増加等により支出が伸びる一方で、グループを取り巻く厳しい経営環境により保険料収入が減少することから赤字となる見込みです。

このような中、当健保組合では、医療費の削減・適正化および事業運営のより一層の効率化に努めながら、

- 疾病予防対策の着実な実施
- 病気の早期発見・早期治療対策の積極的な推進

に重点を置いた事業を展開してまいります。ご家族そろって、各種保健事業をご活用いただきますようお願いいたします。



主な事業は次のとおりです

◎病気の予防に

| 項目 | 実施時期 | 対象 | 内容 |
|-----------------|-------|-----------|--|
| インフルエンザ予防接種への助成 | 10~3月 | 被保険者・被扶養者 | ・予防接種費用の一部助成 【助成額】1,000円 ・集団接種の実施(被保険者対象) |
| 家庭常備薬の斡旋 | 10月 | 全世帯 | 感冒薬・胃腸薬・栄養剤などの家庭常備薬の有償斡旋 |

◎早期発見・早期治療に

| 項目 | 実施時期 | 対象 | 内容 |
|----------------------|------|-----------------|--|
| 人間ドック利用への助成 | 通年 | 20歳以上の被保険者・被扶養者 | 日帰りコースおよび1泊2日コースの人間ドック利用料の一部助成 日帰り 男性25,000円(福井県内のみ30,000円) 女性28,000円(福井県内のみ32,000円) 1泊2日 男性25,000円 女性28,000円 ※節目年齢受診者へは、さらに補助金が給付されます。 (詳しくは、「人間ドックのしおり」をご覧ください。) |
| 特定健診への助成および特定保健指導の実施 | 5月~ | 40歳以上の被保険者・被扶養者 | メタボリックシンドロームに着目した特定健診の健診料全額助成および保健指導の実施 |
| 家族向け女性健診の実施 | 7~9月 | 35歳以上の女性被扶養者 | 富山、石川、福井県内の7会場(延14回)で特定健診と女性特有のがん検診をセットにした人間ドック並の健診の実施 |
| がん自己検診への助成 | 10月~ | 30歳以上の被保険者・被扶養者 | 自身で採取した検体を検査機関に郵送するがん簡易検査の一部助成 ・胃・子宮・大腸・肺がん 30歳以上 ・前立腺がん 50歳以上 【助成額】2,000円 |
| 乳がん検診の実施 | 10月~ | 30歳以上の女性被保険者 | 北陸電力拠点事業所に検診車が巡回する検診の実施 ・マンモグラフィ検診 40歳以上 ・超音波エコー検診 30歳以上 |
| PET検診への助成 | 通年 | 20歳以上の被保険者・被扶養者 | PET検診費用の一部助成 【助成額】30,000円 |



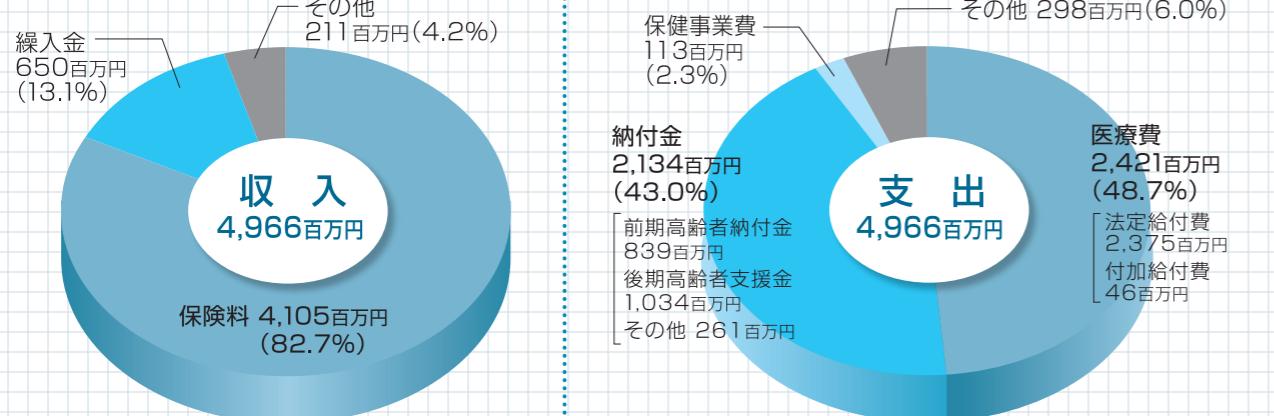
平成24年度
予算の
お知らせ

「納付金」が大幅増となり、厳しい予算編成に

平成24年度は予算総額49億6,633万円(被保険者一人あたり55万6,264円)といたします。
支出面では、高齢者医療を支えるための納付金が21億3,351万円(23年度予算比+3.7億円)と大幅に増加する見込みで、健保財政を大きく圧迫しています。

この結果、実質収支では約5億円の赤字が見込まれるため、積立金から繰入れて対応いたします。

健康保険予算のあらまし



- ・「納付金」は21.3億円(前年度比約20%増)
- ・収入不足のため積立金から約5億円繰入れる
- ・保険料率は現行を維持

保険料率(調整保険料率含む) 72/1000
事業主 45/1000
被保険者 27/1000

今年も受けよう!

特定健診

当健保組合に加入する40~74歳の方は、
みなさん特定健診を受けてください。

・当健保組合の実施する特定健診・

被保険者の方

被扶養者の方
(①~④の中で
いずれか一つの
方法を選択し
ご受診ください)

①「市町村特定健診機関」で受診

会社が実施する定期健診を受診してください。
当健保組合から送付する「受診券」をご利用ください。
※特定健診機関は市町村の広報または当健保組合のホームページでご確認ください。

②「家族向け女性健診」で受診

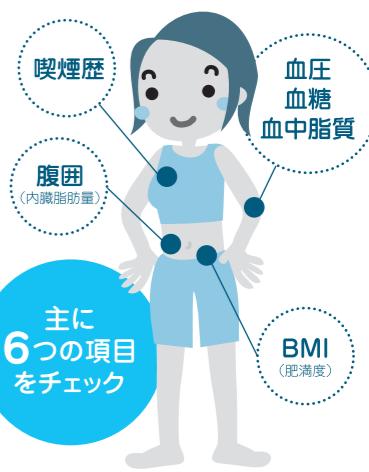
詳細は当健保組合から送付する案内をご覧ください。

③人間ドックで受診

詳細は当健保組合の「人間ドックのしおり」中の
「人間ドックと他の健診との関係」をご覧ください。
※「人間ドックのしおり」は、当健保組合のホームページや会社の
電子掲示板でご覧いただけます。

④パート先で受診

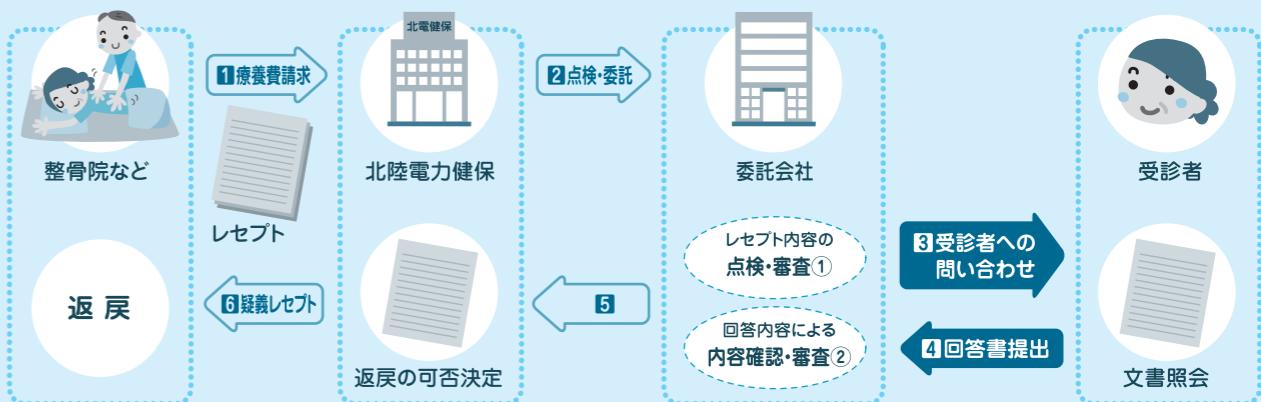
パート先で受診された方は、健診結果のコピーと問診票を併せて当健保組合までご提出ください。



整骨院や針灸などの施術内容の点検を始めます

柔道整復師(整骨院や接骨院など)や針灸などの施術における医療費の適正化を図るために、接骨院・針灸などから当健保組合へ送付される請求書(レセプト)の内容を、外部機関へ委託して点検・審査します。(平成24年度上期より)

◎点検・審査の流れ



柔道整復師にかかった際に健康保険が使えるのは、骨折・脱臼などごく限られた場合のみです。単なる肩こりや腰痛、筋肉痛などでは健康保険は使えません。

※長期受診または受診頻度が高い場合、委託先から受診者へ施術内容や負傷原因などを照会させていただくことがありますので、該当された方はご協力を願います。

希望される方に「臓器提供意思表示シール」(保険証用)をお渡します

健康保険証(カード型)の裏面に「臓器提供意思表示シール」を貼ることで、臓器提供に関する意思表示を行うことができます。

「臓器提供意思表示シール」を希望される方

健保組合 (TEL 076-405-3134)までご連絡ください。

3種類のシールから自分の意思に合うものを選び、必要事項を記入して、保険証の裏面に貼ってください。

(例)
 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
 (提供したくない臓器があれば×をつけてください) 【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】
 【特記欄】
 (署名) / /
 (署名年月日) / /